

熊本県生活困窮者自立支援プラン推進事業 (子どもの学習・生活支援事業) 実施要綱

1 目的

本事業は、貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援及び保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を推進することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、熊本県（以下「県」という。）及び県内の各市（熊本市、玉名市を除く）とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他の県が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

なお、委託期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年度以内とするが、業務処理状況が良好である場合は、予算の範囲内で同一の団体に5年度を超えない範囲で契約更新して委託することができる。

業務の契約事務等は県が代表して行う。

3 支援対象者

本事業は、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯に属する者のうち県内（熊本市、玉名市を除く。）に居住する者で、原則として（1）であり、かつ（2）又は（3）のいずれかに該当する者を支援の対象とする。

- （1）自立相談支援機関及び2に掲げる県及び県内の各市福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）が特に支援が必要であると判断した者
- （2）中学3年生の生活困窮者、被保護者及びその保護者等
- （3）（2）以外の義務教育課程若しくは満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの生活困窮者、被保護者及びその保護者等

4 選定手続き

福祉事務所長及び自立相談支援機関は、3に該当する者について、次の手続により参加者を選定するものとする。

- （1）生活保護のケース訪問等により、子ども及びその保護者に、生活・学習の援助が必要と福祉事務所が認めた場合。
- （2）学校や民生委員からの聞き取り、自立相談支援機関等による相談により学習支援が必要と認められた場合。
- （3）本事業の目的等について、十分説明した上で、本人の意向を確認し、参加に関する同意を得る。
- （4）ただし、自立相談支援機関及び福祉事務所は、本実施要綱に定める要件を満たす者のうち、本事業による支援が適当であると判断した者につ

いて、その対応の可否を事前に事業受託者と協議するものとする。

5 事業内容

自立相談支援機関及び福祉事務所から要請があった子ども及びその保護者に対して支援を行い、学習支援教室の運営に重点を置いて事業を実施する。

(1) 支援に向けた面接及びアセスメント、自立支援プログラムの作成

事業受託者は、子どもの支援に向けた面接及びアセスメントを行い、自立相談支援機関及び福祉事務所の協力を得て、支援対象者の生活歴・保護歴・年齢・学習の進度・日常の生活習慣の定着度等を勘案した自立支援プログラムを作成する。

なお、自立支援プログラムの作成に当たっては、支援対象者の細かな課題分析とその対応策の整理、及び1～数ヶ月単位の目標設定を行い、支援プロセスと到達度の可視化・明確化に努めるものとする。

(2) 学習支援

ア 事業受託者は、支援対象者への学習支援教室を開催する。

イ 高校等受験のための進学支援や、学校の勉強の復習、学習の習慣づけ、学び直しなどの学習援助を行う。

ウ 支援にあたっては、2に掲げる各実施主体の子どもがもれなく学習支援を受けられるようにする。

(3) 生活習慣・育成環境の改善

ア 子どもに対する支援

a 居場所での相談支援

学習・生活支援事業の実施スペース等を活用した支援員による相談支援、子ども同士の交流場所の提供

b 日常生活習慣の形成

居場所づくりの場や家庭訪問時における後片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等

c 社会性の育成

日常生活における挨拶や言葉使いに関する助言等

d 体験活動

調理実習、農業体験、年中行事の体験や企業訪問、大学見学等

e 高校生世代への支援

高等学校等進学者や高校等中退者等に対する居場所の提供や個別相談、職場体験、自立した社会生活を行うための助言等

イ 保護者に対する支援

a 子どもの養育に必要な知識の情報提供等

子どもへの教育の必要性、食生活や衛生環境の改善、子どもとの接し方に関する助言、講座や相談会の開催等

b 巡回支援等を通じた世帯全体への支援

家庭訪問や保護者面談等による相談支援、必要に応じた自立相談

支援事業の利用勧奨、各種支援策の情報提供や利用勧奨等

(4) 進路選択等に関する支援

ア 進路相談等

子ども及びその保護者に対する進路選択に関する相談、進学に必要な奨学金などの公的支援の情報提供、子どもの将来の就職に向けた相談支援等

イ 関係機関との連絡調整

ほかの学習支援事業の事業実施者との連絡調整、教育機関をはじめとした各種支援者との情報交換や会議の開催、必要に応じた生活困窮者自立支援制度の各事業の実施主体との連絡調整等

(5) その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援

(6) 教育機関長期休業期間中（夏休み・冬休み等）における特別事業

教育機関の長期休業期間中（夏休み・冬休み等）において、食育、職場体験等の特別事業を7（1）の各拠点につき最低2回実施し、子どもの将来の自立に向けた様々な経験・体験を提供すること。

(7) 児童の送迎及び訪問

上記（2）（3）（4）を実施するにあたり、必要と認められる場合は児童の送迎を行うこと。

また、送迎を行う車両については必要な任意保険に加入すること。

なお、（2）（3）（4）の実施方法としては、拠点形式に限らず家庭訪問等による実施も可能。

(8) 子どもの学習支援員との連携

事業実施に当たっては、必要に応じて、県が実施する子どもの学習支援員事業と連携して取り組む。

6 支援期間

本事業における支援は、年度終了することを基本とするが、本事業の実施が完了する段階で支援が終了していない対象者については、所管の福祉事務所及び自立相談支援窓口へ対象者の状況及び支援の内容等に関する情報を引き継ぐこととする。

7 職員の配置

(1) 受託者

受託者は本事業の実施に当たっては、県北（荒尾市、玉名郡、山鹿市、菊池市、合志市、菊池郡、阿蘇市、阿蘇郡の範囲）、県央（宇土市、宇城市、上益城郡、下益城郡、天草市、上天草市、天草郡の範囲）、県南（八代市、八代郡、水俣市、芦北郡、人吉市、球磨郡の範囲）のそれぞれの範囲に1箇所以上ずつ、全体で3箇所以上の業務の拠点を設ける。

さらに拠点を地域の中心としてサテライト方式により教室を運営する。

以下の職員を配置する。

ア 教室運営責任者 1名

5(2)に掲げる学習教室の運営や学習支援ボランティアの統括を主として担当する。

イ 教育支援員 各拠点に1名以上

5に掲げる支援を主として担当する。

ウ 学習支援ボランティア

大学で教育や福祉を学ぶ学生又は教育や福祉に携わった経験がある者等で、学習教室を利用する支援対象者に対して、マンツーマン又は少人数形式で学習支援を行う。

(2) 子どもの学習支援員

県が管轄する福祉事務所に配置

(3) 上記(1)に掲げる職員については、以下の要件を満たす者とする。

教員経験者や社会福祉士等、教育や福祉に関する専門的な知識を有する者。

(4) 事業実施に当たっては、教室運営責任者を統括責任者とし、県下全域での活動を統括し、各地域の情報の共有、教育支援員の能力向上を図ること。

8 実施上の留意事項

(1) 実施主体の責務

事業実施に際しては、支援する対象者を所管する福祉事務所が指導・監督する。

(2) 支援対象者のプライバシーへの配慮

本事業の実施に携わる者は、支援対象者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

(3) 自立支援プログラムの実施状況の把握等

定期的に自立支援プログラムの実施状況の把握を行い、必要に応じてプログラムの見直しを行うよう努めること。

(4) 関連施策、自立相談支援機関、福祉事務所、学校等との連携

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づくひとり親家庭の子どもに対する生活・学習支援事業や社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する学習の機会を提供する事業（地域未来塾）その他関連する施策との連携を図るよう努めること。

イ 関係機関との連携、特に、教育委員会、学校との連携・調整を行うこと。連携にあたっては、「生活困窮者自立支援制度と教育施策との連携について」（平成27年3月27日社援地発0327第7号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）を活用しつつ、事業趣旨の共有や学校等が把握している子どもの情報が共有されやすい関係を構築するほか、事業の対象となる子どもの掘り起こしや、支援者となる地域の教員OB等の紹

- 介につながるという視点も持って、積極的にこれを行うこと。
- ウ 必要に応じ、子どもと保護者の双方に必要な支援を行うこと。
- エ 子どもの貧困の解消には世帯全体の課題解決も不可欠であり、本事業を通じ、複合的な課題を抱える保護者などを自立相談支援事業等につなげることが必要となる場合には確実にこれを行うこと。
- オ 支援の充実のためにも、必要に応じ、生活支援の観点から取り組まれている地域や民間の実践（料理体験や職業体験、ワークショップ等）と連携し、子どもの将来の自立に向けた様々な経験・体験の提供に努めること。

（5）再委託の取扱い

当委託業務については、県の承認を得て一部を再委託することができる。

（6）個人情報の適切な取扱い

関係機関と個人情報を共有する場合は、本人（保護者）から同意を得ておくことなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

（7）事業計画の協議

事業開始後速やかに年間事業計画を策定し、県へ提出し協議を行うこと。計画に変更がある場合は、速やかに県に変更後の計画書を提出し協議を行うこと。事業計画の内容は次のとおりとする。

- ア 新たな支援対象者の掘り起し及び新たな教室設置に向けた方策
イ 福祉事務所、自立支援機関、学校等の関係機関との連携方策
ウ 学習支援ボランティア等の人材確保

（8）対象者選定支援

福祉事務所単位で、福祉事務所及び自立支援機関や学校等の教育機関に協力を要請し対象者の選定に努めること。

附 則

この要綱は、平成 27 年 2 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 2 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 第2「予算の範囲内で同一の団体に5年度を超えない範囲で契約更新して委託することができる。」については、令和3年4月1日を起算日とする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 実施主体に規定する「予算の範囲内で同一の団体に5年度を超えない範囲で契約更新して委託することができる。」については、令和8年4月1日を起算日とする。